



羅針盤

東弁の弁護士補償事業の廃業と新しい見舞金制度

平成19年10月1日の東弁臨時総会で、これまで東弁が行ってきた会員のための補償制度事業を廃業するための、東弁会則の改正と弁護士補償会規の廃止が決議された。

これは、保険業法の改正（平成18年4月1日施行）により、従前は規制の対象ではなかった所謂「根拠法のない共済事業（特定の者を相手方として行なう共済事業）」も保険業法の規制対象となることとなり、当会の弁護士補償制度もこれに該当するものとされたからである。

これまでの東弁の補償事業（共済）は、収支的にもバランスが取れておらず、いずれは見直しが必要であったが、今回の保険業法改正に伴い、制度自体を廃止することとしたものである。

ただ、違法・脱法の謗りを受けるような制度設計はできないにしても、会員の不公平感、特に年配の会員への配慮が必要との声も強いことから、新たに、改正保険業法に反しない形で会からの見舞金制度を規則で創設することにしたものである（10月9日の常議員会で可決）。

従来の東弁・弁護士補償制度

従前の東弁会則28条は、「弁護士会員及びその遺族は、会規の定めるところにより、弁護士会員の退会、疾病、罹災及び死亡等により給与金を受けることができる」と規定し、弁護士補償会規では以下のような補償給与金が定められていた。

- 死亡給与金（同8条）…在会年数毎に規定、25年で100万円、50年以上で150万円
- 傷病給与金（同9条）…傷病により1か月以上業務不能の場合に、在会年数及び執務不能期間により支給金額（10万円～150万円）を規定
- 罹災給与金（同12条）…会員が災害で著しい被害を被った場合に、30万円の範囲内。
- 退会給与金（同13条）…傷病又は老衰により業務不能退会した場合に、8条に準じる。

これらは、いずれも会員・遺族の書面請求により厚生委員会の審査を経て支払われるものとされ、その財源は、会費収入の中から毎月1人1000円分（昭和59年4月以降）を一般会計から繰り入れた特別会計とされていた。

財源（1人毎月1000円で50年でも60万円）に比べ支給額が高額（在会50年以上の死亡で150万円支給、

等）であり、収支バランスを欠いた制度であったが、これまでは亡くなる会員や給与金を請求する会員が比較的少なかったことから、特別会計には2億5000万円が残っている状態である。

従来の補償制度を廃止せざるを得なかった経緯

従前、保険業法の規制の対象となる「保険」とは、「不特定の者を相手方として、人の死亡・疾病・傷害等が発生した時に一定額の金員を支払うことを約束して保険料を収受する事業」とされ、特定の者を相手方として行なわれる同様の共済事業は、保険業法の規制の対象外とされていた。

ところが、オレンジ共済事件等、共済名目で不正な資金を集める事件が頻発したため、平成17年4月22日に保険業法が改正され、特定の者を相手方とする「根拠法のない共済事業」も保険業法の規制対象となることとなり、東弁の弁護士補償制度もこれに該当するものとされた（東弁会長より金融庁長官に対し、東弁の行なっている弁護士補償事業を保険業法の規制から除くよう意見書を提出したが、認められず）。

東弁としては、補償事業を当面合法的に継続するために、改正法に従い平成18年9月に「特定保険業者」

の届出をしたが、そのことにより、平成20年3月31日までに、自ら「少額短期保険業者」となるか（その場合は金融庁の監督を受ける立場になり弁護士自治の観点から不相当）、他の保険業者に現在の補償事業を引き受けてもらわない限り（事実上困難）、従来の補償事業を廃業せざるを得ない状況となった。

そのため、厚生委員会・総務委員会・財務委員会にも諮問した上で、東弁としては、従前の補償制度自体は廃止することとしたものである。

補償事業の廃業の経過措置

上記の理由により、東弁の弁護士補償事業は、前述の通り10月1日の臨時総会における会則改正と弁護士補償会規の廃止により廃業が決定されたわけであるが、以下のような経過措置が取られることとなった（「弁護士補償会規を廃止する会規」附則）。

- (1) 従前の補償制度は平成20年3月31日まで継続し、4月1日をもって廃止される。
- (2) 平成20年3月31日までに従前の制度の給付事由が生じた者については、4月1日以降もなお従前の給与金を請求できる。ただし、平成21年3月31日までに、請求を行わなければならない。
- (3) 会則第27条4項により会費を免除されている弁護士会員が、同項の規定により免除後も支払った会則第124条に規定する会費（月額1000円）については、その全額を、平成20年4月1日以降に返還する。ただし、当該会員が従前制度の請求を行なう場合は、この限りでない。
- (4) 従前補償制度の財源であった特別会計は、平成21年3月31日まで存続するものとし、(2)の給与金及び(3)の返還金はその特別会計より支出する。その上で、平成21年3月31日時点での特別会計の資産及び負債は、その時において一般会計に帰属させる。

新たな弔慰金及び見舞金の制度

従前の「会員の請求権たる補償給与金制度」は、今回の会則改正及び弁護士補償会規の廃止により、経過措置を経て廃止されることになった。しかしながら、従前の弁護士補償会規第14条で定められていた「会員及びその家族死亡の場合の弔慰金支払い制度」は、社会的儀礼として今後も必要である。

さらに、改正保険業法の下では、従前のような「予め金額や支払い条件等を規則等で定めて会費収入の中から会員に補償金を支払うこと」はできないが、「会の判断で相当額の見舞金をその都度決めて一般会計から贈呈できる制度」は、改正保険業法にも違反しないものと解釈され、現に一弁・二弁・日弁連では従前の補償制度に代わり新たにそのような制度が制定されている。そこで、東弁においても、以下のような新たな「弔慰金見舞金規則」が制定された（平成19年10月9日常議員会議決、平成20年4月1日より施行）。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額の弔慰金を、葬祭を行なう者に贈呈する（供花をもって弔慰金に代えることもできる）。
 - ① 会員が死亡した場合 3万円を上限
 - ② 会員の配偶者、父母又は生計を共にする子が死亡した場合 2万円を上限
- (2) 会員が死亡した場合と、会員が傷病又は老衰により弁護士業務不能のため本会を退会した場合に、見舞金を贈呈することができる。
- (3) 会長は、厚生委員会の意見を聴いて、各年度ごとに、本会の一般会計の慶弔見舞いに関する支出に係る予算額を勘案して、前条に規定する見舞金の贈呈をする基準、見舞金の金額、会員死亡の場合の見舞金を贈呈する遺族の範囲、その他この規則を実施するために必要な事項を支出基準として定めなければならない。

終わりに

今回の補償制度の廃止に当たっては、「特別会計の残余金は一般会員に返還されるべきではないか」「これまで支払財源として特別会計に繰り入れられてきた毎月1人1000円分は会費値下げされるべきではないか」「金融庁の解釈に漫然と従う必要はなく、東弁は見舞金については一定の金額を規則等で明示して支払うべき」等の意見も会員から寄せられた。

しかしながら、本年度理事者としては、制度の合法性と会員への配慮の板挟みの中で大いに悩んだ上で、将来的な財政見通しに立ち、上記のような制度設計（会費の値下げも現時点では行わない）を行なったものであり、総会・常議員会でも承認されたものである。会員の皆さんのご理解を賜りたい。

（副会長 伊井 和彦）